

(案)

# 原子力災害 避難するための 行動指針と避難計画

(Ver.1)

## 《日頃からの備え》

- 防災行政無線が聞こえるか、音量、電池等をチェックしておく。
- 自家用車避難に備えて、普段から早めの給油に心掛ける。
- 災害に備え、非常時持ち出し品を準備しておく。

災害発生！

- 落ち着いてテレビやラジオをつけ、正確な情報を入手する。
- 村からの情報に基づいて行動する。
- 自家用車に出来るだけ乗り合いをして避難する。
- 自家用車避難の際は「刈羽村原子力災害避難車両」ステッカーを車に標示する。
- 世帯員の避難の完了が確認出来た世帯は、玄関先付近に「避難完了」目印を標示する。

平成26年 月

刈羽村

## < 目 次 >

<b>第 1 章</b>	<b>総則</b> . . . . .	<b>1</b>
1	計画の趣旨	
2	計画の基本方針	
3	計画の修正	
<b>第 2 章</b>	<b>計画における区域設定</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>第 3 章</b>	<b>避難等の防護措置</b> . . . . .	<b>3</b>
1	現行の原災法等における緊急事態区分及びEAL	
2	EALに応じた防護措置フロー	
◆	<b>参考</b> 放射性物質放出後の防護措置 (OIL)	
<b>第 4 章</b>	<b>緊急時における情報の流れ</b> . . . . .	<b>6</b>
1	主な情報の流れ	
2	事態区分における主な連絡内容	
3	住民等への情報伝達体制	
<b>第 5 章</b>	<b>住民等の避難手段および避難先</b> . . . . .	<b>9</b>
1	避難手段	
2	学校の児童生徒、保育園の園児 (在校在園時)	
3	在宅の要介護高齢者・障害者等	
4	一時滞在者への対応	
5	避難先の選定および避難経由所	
6	要配慮者退避施設への一時退避	
<b>第 6 章</b>	<b>緊急被ばく医療措置</b> . . . . .	<b>13</b>
1	安定ヨウ素剤の予防服用	
2	スクリーニング及び除染	
<b>第 7 章</b>	<b>要配慮者の避難体制</b> . . . . .	<b>14</b>
	<b>《資料 1》バス等による避難の一時集合場所</b> . . . . .	<b>15</b>

## 第1章 総則

### 1 計画の趣旨

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、実効的な避難体制を構築することが必要である。

村は、全域が即時避難区域となることから、避難対応に当たっては、県をはじめ、あらゆる機関と一体となって、迅速、確実に住民の避難等を行わなければならない。

この計画は、刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、広域的な避難が実施できるよう、村民等の安全・安心を確保するため策定したものである。

### 2 計画の基本方針

本計画は、原子力発電所の事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の基準に応じて、段階的に避難等の指示がなされることを想定する。

本計画は、避難等に係る情報連絡体制及び避難先、避難手段の調整、避難経路の選定等、刈羽村から避難者受入自治体までの基本的な枠組等について定めるものとする。

### 3 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、県の避難シミュレーションの実施結果や原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、関係法令、原子力災害対策指針、刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）等の改正や国、県、県内市町村及び防災関係機関との引き続きの協議・検討結果により随時、更新するものとする。

また、県が定める「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」との整合性を図るものとする。

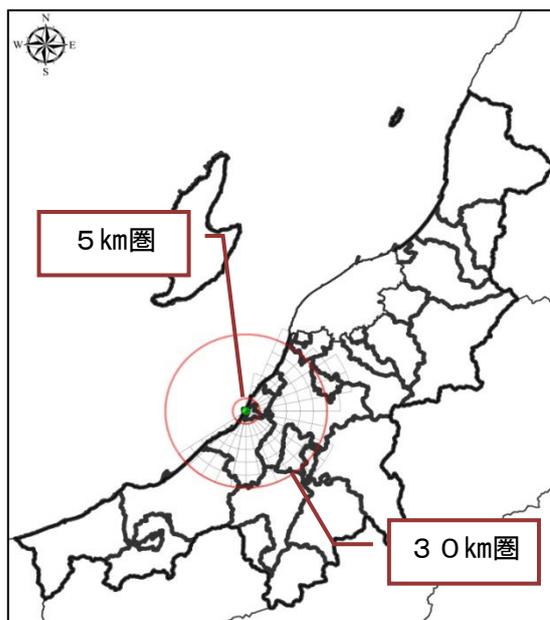
## 第2章 計画における区域設定

<原子力災害対策重点区域>

区 分	範 囲
即時避難区域：PAZ (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5キロメートル圏
避難準備区域：UPZ (Urgent Protective action Planning Zone) 緊急時防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5～30キロメートル圏

刈羽村では半径5km圏内に人口の約97%が居住しており、村内全域で同一の原子力災害対策をとることが適切であると判断し、村内全域を即時避難区域（PAZ）とする。

《 参考 》



左図は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

### 第3章 避難等の防護措置

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子規制委員会策定）において、放射性物質の放出開始前から施設の状況に応じて必要な防護措置を講じるための基準となる、緊急時活動レベル（EAL）を3つに区分している。

◆**参考** 放射性物質の放出後は、その測定結果に基づき防護措置を行う基準（OIL）を定めている。

#### 1 現行の原災法等における緊急事態区分及びEAL

EAL各区分における防護措置は次のとおりである。

※下表は、原子力災害対策指針の一部を表にまとめたものであり、EALの具体的事象の設定については、東京電力(株)が原子力事業者防災業務計画に定めるものとされており、原子力規制委員会は、必要に応じ、その作成及び修正を命ずることができることとされている。なお、表中の例は、原子力災害対策指針の一部を記載したものである。

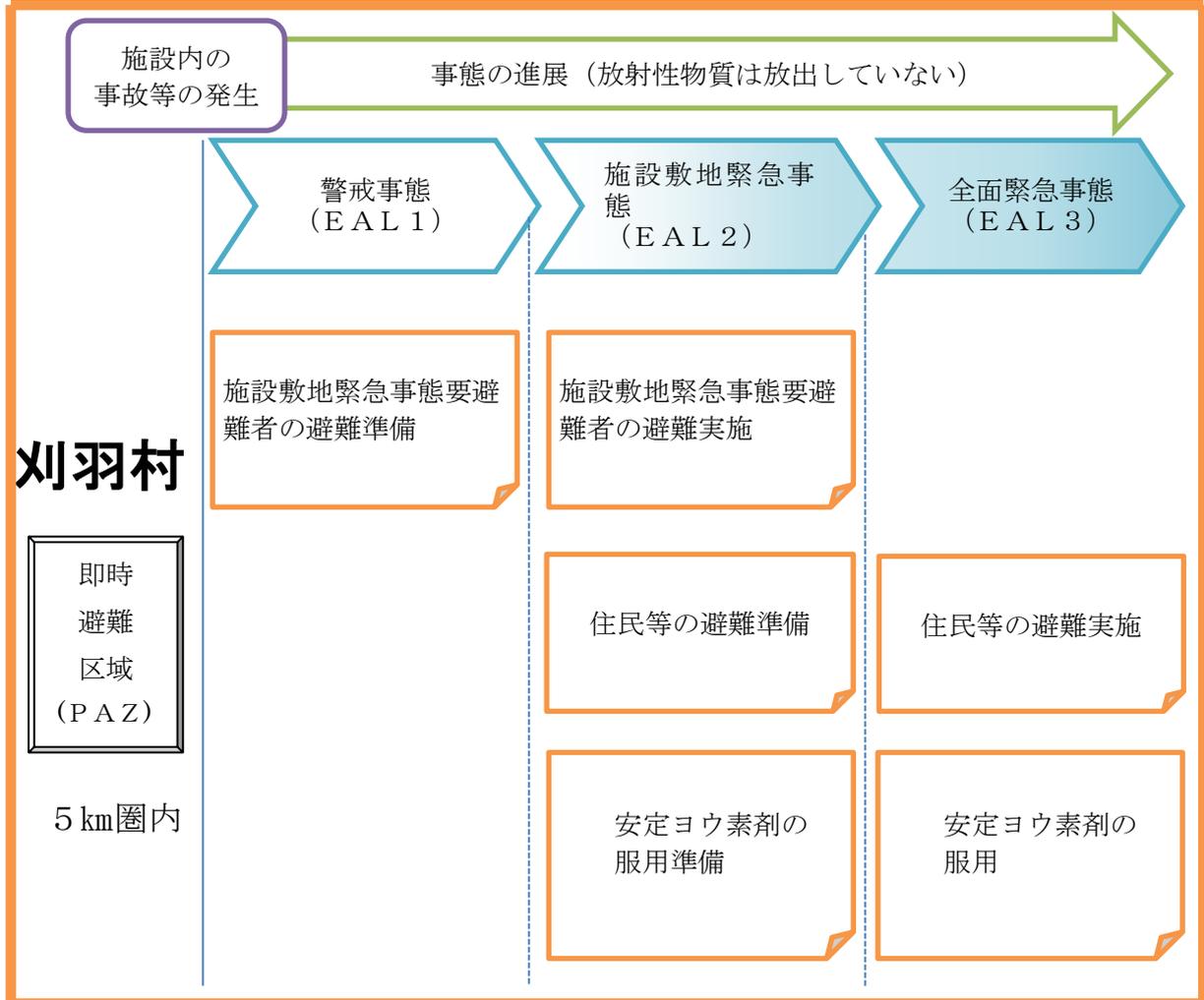
		現行の原災法等における基準を採用したEAL	緊急事態区分における防護措置概要
緊急事態区分	警戒事態	<b>【EAL1】</b> <b>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</b> 例) 原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	国、県、村などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。 <u>住民等に対し注意喚起のための情報提供を行う。村内の施設敷地緊急事態要避難者に対して、避難準備を促す。</u>
	施設敷地緊急事態	<b>【EAL2】</b> <b>原災法第10条の通報すべき基準を採用</b> 例) 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、全ての高圧の非常用の炉心冷却装置による注水ができないこと。	<u>住民等の避難準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対して、避難指示を行う。</u>
	全面緊急事態	<b>【EAL3】</b> <b>原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用</b> 例) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の自動及び手動挿入によって原子炉を停止できないこと又は停止が確認できないこと。	<u>住民避難指示を行う。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</u>

## 刈羽村の防護措置

### 2 EALに応じた防護措置フロー

刈羽村においては、急速に進展する事故において放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境に放出される前の段階から、緊急時活動レベル（EAL）に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

（原子力災害対策指針の一部をイメージ化）



#### ※村外 (UPZの対応)



**○施設敷地緊急事態要避難者**：避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者をいう。刈羽村においては、全面緊急事態において安定ヨウ素剤を服用して避難を実施することとされているため、副作用が発生する可能性があるなど、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者についても施設敷地緊急事態要避難者としている。

### 国の防護措置基準

#### ◆参考 放射性物質放出後の防護措置(○ I L :Operational Intervention Level)

放射性物質の放出後は、防護措置の実施を判断する基準○ I L (空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル) に応じて、計測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行していくとしている。

※下表は、原子力災害対策指針をまとめたもの。値は、国において IAEA (国際原子力機関) が公表する導出過程等に基づき今後とも検討するとされている。

	基準の種類	基準の概要	〈参考〉 原子力災害対策指針の値	防護措置の概要
緊急防護措置	○ I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	○ I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><math>\beta</math> 線: 40,000cpm</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><math>\beta</math> 線: 13,000cpm</span> [1 ヶ月後の値]  (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	○ I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	○ I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h  (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	○ I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性核種毎に飲食物の基準値を設定	1 週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。



**緊急事態時における区分毎の連絡内容**

**2 事態区分における主な連絡内容**

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東電	・警戒事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・ <b>刈羽村</b>	・即時避難区域(PAZ)圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請 等
施設敷地緊急事態 【原災法第10条事象】 (EAL2)	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、 発電所等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・ <b>刈羽村</b>	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)圏内の施設敷地緊急事態要避難者の早期避難要請(国) (避難指示(県・ <b>刈羽村</b> )) ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避準備等
全面緊急事態 【原災法第15条事象】 (EAL3)	東電	・全面緊急事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・原子力緊急事態宣言発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・ <b>刈羽村</b>	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・避難準備区域(UPZ)圏外への避難受入要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 等

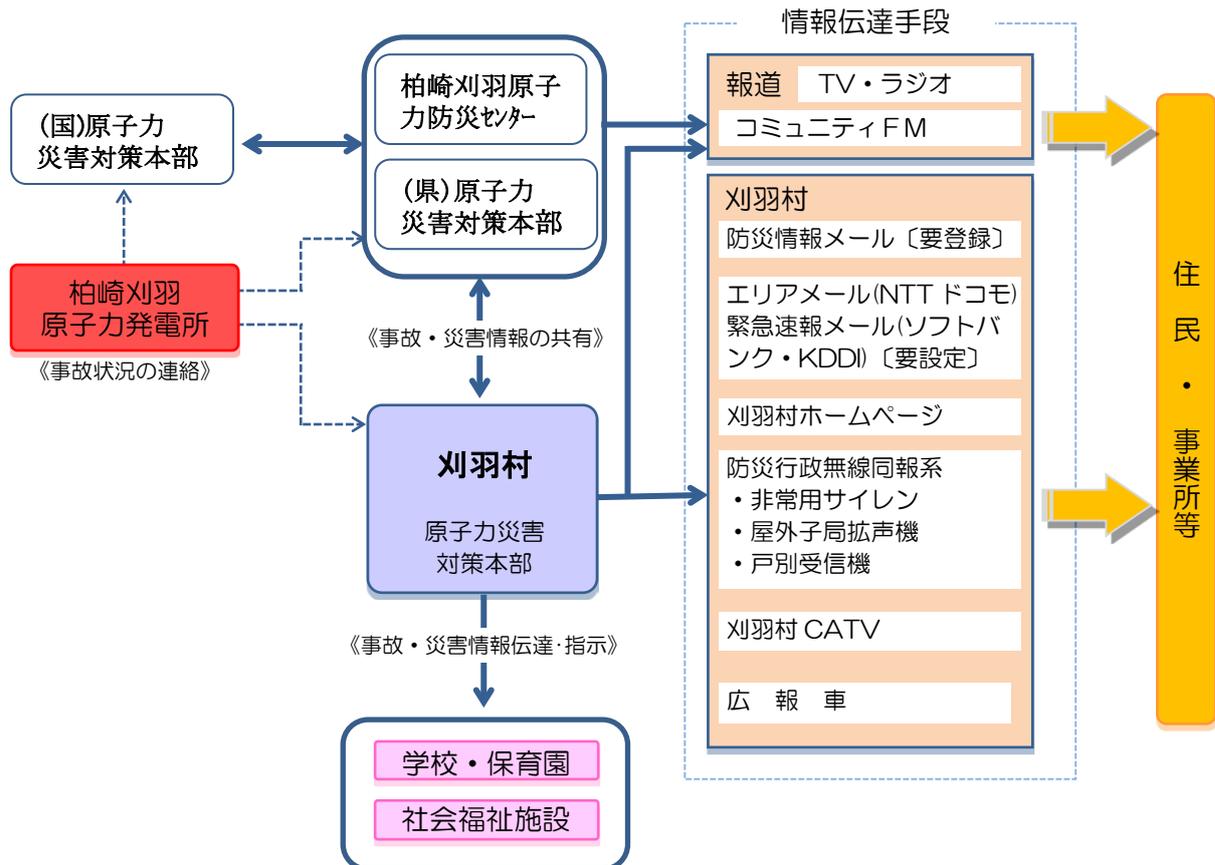
※ 網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

## 村の情報連絡体制

### 3 住民等への情報伝達体制

村、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示又は要請があったときは、住民等への広報や関係機関に対する連絡を速やかに行うものとする。

#### ■村の情報連絡体制



## 第5章 住民等の避難手段および避難先

村は、国や県から避難等に係る指示又は要請があり、また、独自の判断により、避難指示や避難準備情報等を発令するときは、速やかに広報を行い、避難等を実施する。

避難は、自家用車のほか、国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の車両等（バス、鉄道、ヘリコプター等）も積極的に活用する。

### 1 避難手段

①自家用車による避難が可能な住民等は、自家用車による避難を行う。

自家用車で避難を行う際には、村が配布する「刈羽村原子力災害避難車両」ステッカーを車に表示する。

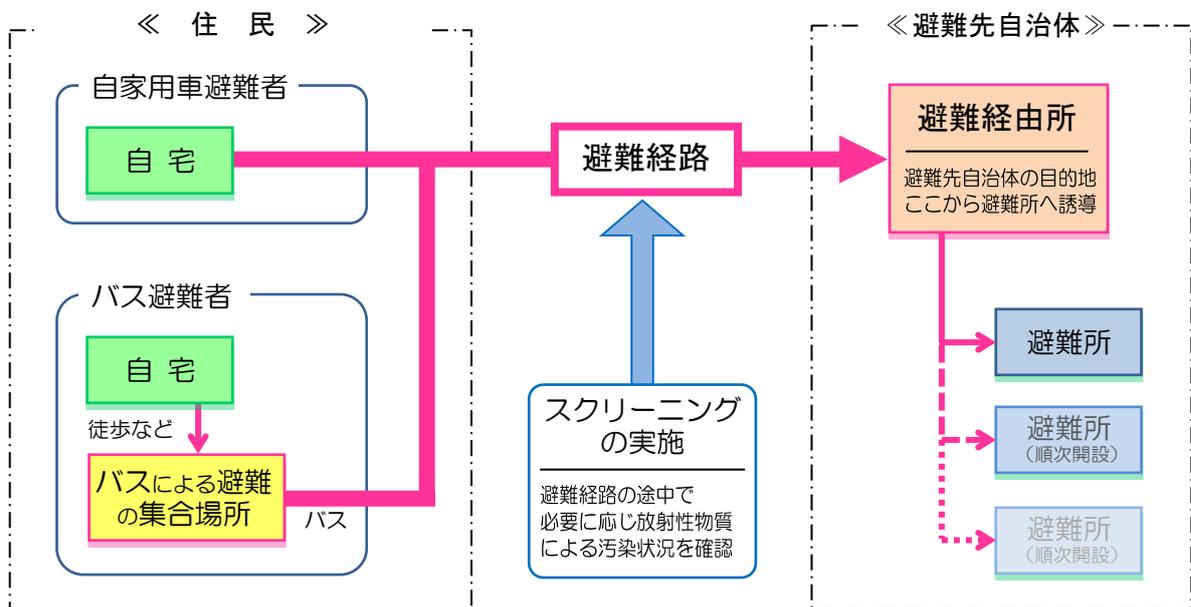
避難を迅速に実施するため、消防団、自主防災組織や近所と連携しながら、自家用車等の乗り合いが可能な場合は、積極的に声を掛け合いながら避難を行う。

②自家用車による避難が出来ない住民等は、あらかじめ指定してある一時集合場所に集合し、応急出動した関係機関車両または県等が確保した避難用のバスにより避難を行う。

短時間で避難を迅速かつ効率的にするために、移動可能な方は、避難時集合拠点（地区集会場）に向かうこととする。

③避難時に、世帯員の避難の完了が確認出来た世帯は、避難の完了を知らせる表示として、自宅から避難する際、玄関先付近に村が配布する「避難完了」の目印を標示する、もしくは家にあるタオル等を結び付ける。

④避難時の服装は、長そで、長ズボン、帽子、マスク等を着用し、なるべく肌を露出しないよう心掛ける。



住民等の避難手段および避難先

## 2 学校の児童生徒、保育園の園児（在校在園時）

保護者へ引き渡すものとする。保護者に引き渡せなかった児童生徒・園児は、教職員引率のもと避難を実施する。

## 3 在宅の要介護高齢者・障害者等

在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域の協力により自家用車による避難を行う。

介助が必要な避難行動要支援者については、県等が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両または関係機関の応急出動したヘリコプター等により搬送する。

《防護措置の流れ》

事態区分	行政の対応 (指示・要請等)	住 民	施設敷地緊急事態 要避難者	学校・保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発電所の状況把握、住民等への注意喚起</li> <li>○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請</li> <li>○施設敷地緊急事態要避難者のための輸送手段確保</li> <li>○保護者に学校等への迎えを要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○村からの情報に注意（不要な外出を自粛）</li> <li>○一時滞在者は早期の帰宅</li> </ul>	○避難準備を開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者への引き渡し</li> <li>○迎えが来るまで児童生徒、園児を保護</li> </ul>
放射性物質放出前（又は直後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発電所、環境放射線量等の情報周知</li> <li>○一時集合場所派遣隊及び広域避難先遣隊の派遣</li> <li>○避難準備指示</li> <li>○施設敷地緊急事態要避難者の避難指示</li> <li>○学校等施設の避難指示</li> <li>○輸送手段の確保</li> <li>○一時滞在者等へ安定ヨウ素剤の緊急配布実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難準備開始 家族に施設敷地緊急事態要避難者がいるときは避難を実施する。</li> <li>○安定ヨウ素剤の服用準備</li> </ul>	<u>○避難実施</u> 移動手段のない者は、早めにバスによる避難の集合場所に集合する。	<u>○施設による避難実施</u> 保護者に引き渡せなかった子どもは、教職員引率のもと避難を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力緊急事態宣言の発出</li> <li>○避難指示</li> <li>○安定ヨウ素剤服用指示</li> <li>○発電所、環境放射線量等の情報周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>避難実施</u></li> <li>○<u>状況に合わせた服用指示のもと安定ヨウ素剤を服用</u>                          3～12才：1丸 13才以上：2丸                          0～2才児は事前配布できる薬剤がないため、EAL2で避難を実施</li> </ul>		

## 住民等の避難手段および避難先

### 4 一時滞在者（観光客・旅行者等）の対応

村及び県は、地域外からの一時滞在者に対して、原子力発電所で事故が発生し原子力災害に至る可能性がある場合には、村の広報及び報道機関や関係団体等を通じて情報提供を行う。

### 5 避難先の選定および避難経由所

避難先は、基本的に県内自治体としつつ、50km圏外の避難先を確保する。刈羽村においては、避難準備区域（UPZ）の避難先よりも遠い地域に確保する。  
 ※先行避難する刈羽村等の車両により生じる渋滞（高速道から降りるIC等）が、その後避難準備区域（UPZ）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。

#### 【避難先自治体】

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
刈羽村	高速道路、国道 352 国道 116、国道 402	新潟・村上 方面	村上市
	高速道路 国道 116～国道 8	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
		近隣県（要調整）※	

◆避難ルートについては、災害の種類や規模、道路状況及び交通規制の状況等により周知する。

※災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、県の調整のもと近隣県への避難も選択肢として検討する。

#### 【避難経由所】

避難先自治体	避難経由所：名称	避難経由所：所在地
村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林)	村上市九日市 222 TEL0254-66-8111
糸魚川市	糸魚川市民総合体育館	糸魚川市上刈 4-3-1 TEL025-552-6521

◆避難方面の選定については、災害の種類や規模、道路状況等に応じて柔軟な判断を行う。

### 6 要配慮者退避施設への一時退避

即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することもありうる。

## 第6章 緊急被ばく医療措置

### 1 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することは、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを低減するための手段のひとつで、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や屋内退避等と組み合わせて活用する必要がある。

安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには、服用のタイミングが大変重要である。このため、独自の判断による服用は避け、国又は県若しくは村の指示によらなければならない。

刈羽村の住民は、全面緊急事態（EAL3）に至った場合において、上記国等の指示に基づき避難実施及び安定ヨウ素剤を服用する。

なお、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者や安定ヨウ素剤が事前配布されない者（0～2才など）は、施設敷地緊急事態（EAL2）において避難を実施する。

#### 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量に 対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	
3歳以上13歳未満			1丸
13歳以上			2丸

## スクリーニングの基準

### 2 スクリーニング及び除染

スクリーニングの具体的な方法、体制、場所、及び対象等については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針等により示す考え方を基に新潟県が検討する。

**○スクリーニング**：身体や物品等に付着した放射性物質を測定することをいう。

#### スクリーニングポイントの基本的な考え方

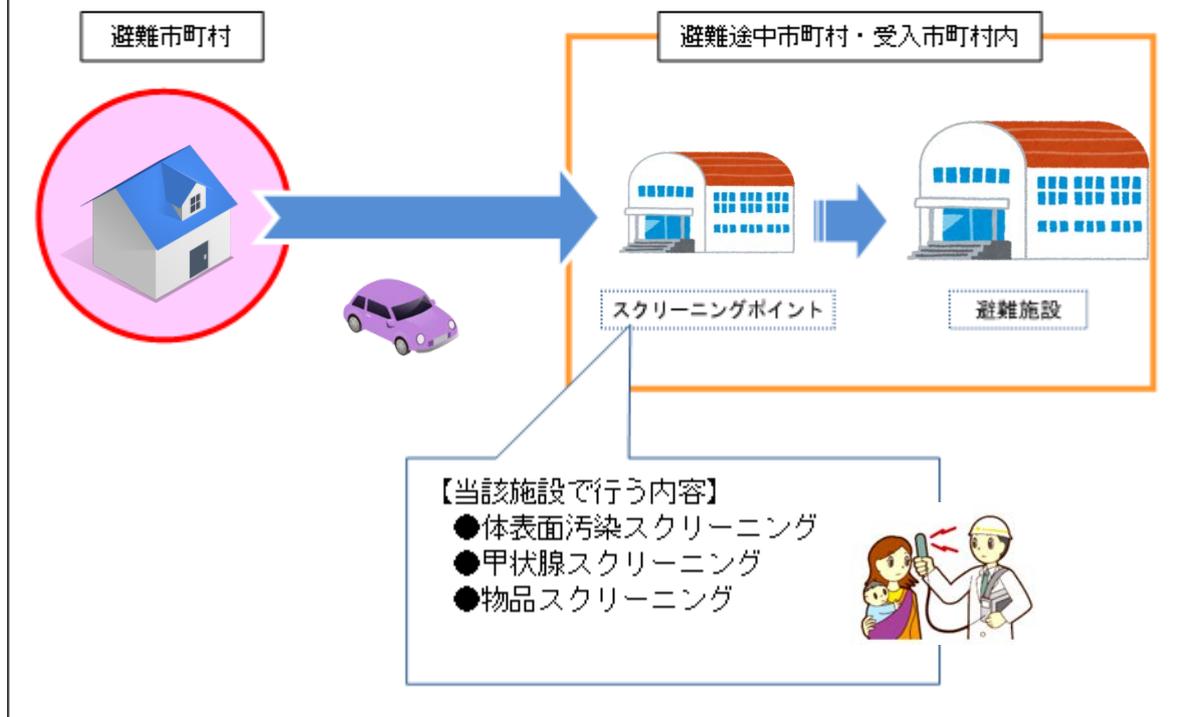
「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3 現在)

- ① 新潟県が主体となって、スクリーニングを実施。
- ② スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ③ スクリーニング体制は、避難先及び避難経路を考慮する。
- ④ スクリーニングポイントは、避難準備区域（UPZ）外を所管する市町村が候補施設を選定し、県が決定。

#### 《スクリーニングポイントとなる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- 避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- スクリーニングポイントでは、ある程度の順番待ちが生じること。
- 悪天候でも実施できること。
- 避難者（車両）が多数来ること。



※詳細は、今後、新潟県緊急被ばく医療マニュアルに掲載

## 要配慮者の避難体制

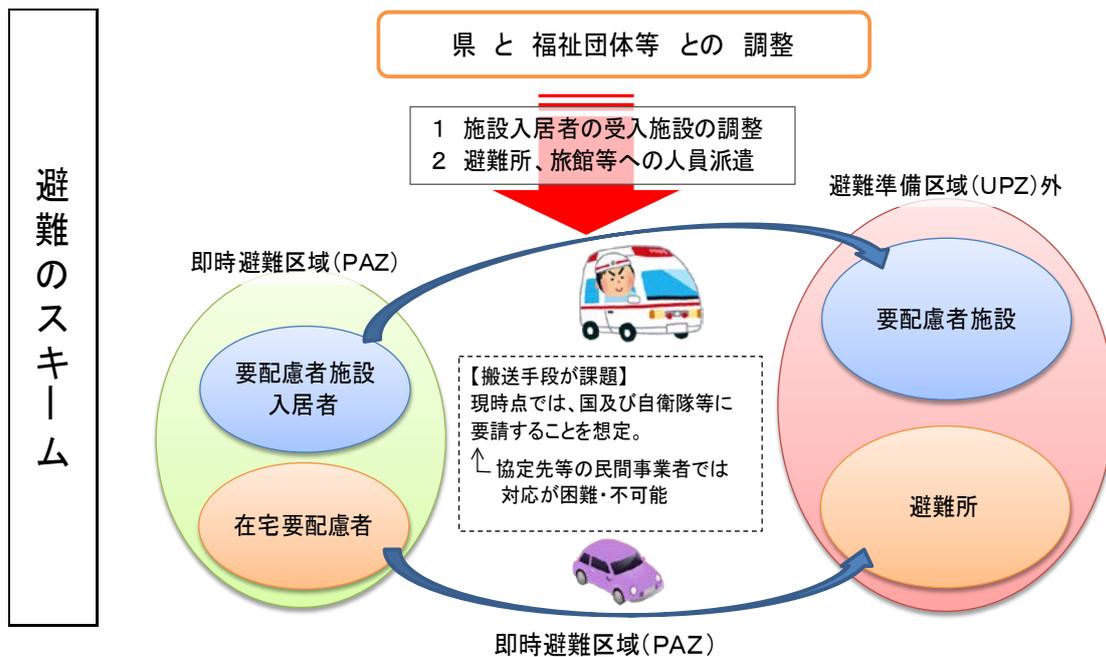
### 第7章 要配慮者の避難体制

村は、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の呼びかけや介助により実施する。(要配慮者数 1,053 人/H26.4.1 現在)

- 要配慮者：高齢者、障害者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に迅速な行動がとりにくく被害を受けやすい者をいう。
- 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(社会福祉施設入所者及び長期入院患者等を含む)

#### ■要配慮者の避難のスキーム

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」(H26.3 現在)



## 《資料 1》 バス等による避難の一時集合場所

	施設名	住所	電話番号(0257)
1	<b>高町地区集会場 《避難時集合拠点》</b>	<b>下高町466</b>	<b>45-2497</b>
2	正明寺青果物集出荷施設	正明寺564-2	45-3426
3	下高町公会堂	下高町54	45-3571
4	上高町集落開発センター	上高町甲269	45-2047
5	新屋敷集落ふれあいセンター	新屋敷983	45-2697
6	<b>刈羽村第2体育館 《避難時集合拠点》</b>	<b>刈羽97</b>	<b>31-8802</b>
7	大塚集落開発センター	大塚1168	45-3292
8	西谷集落開発センター	西谷1340-2	45-3500
9	割町新田転作研修センター	割町新田819-1	45-3721
10	刈羽集落センター	刈羽955-2	45-3282
11	井岡集落開発センター	井岡966-1	45-3512
12	<b>勝山地区集会場 《避難時集合拠点》</b>	<b>滝谷1236</b>	<b>45-2029</b>
13	十日市集落開発センター	十日市1004	45-2463
14	西元寺集落開発センター	西元寺104	45-3643
15	寺尾高齢者生産活動施設	寺尾874	45-5109
16	滝谷集落開発センター	滝谷451	45-3161
17	滝谷新田集落開発センター	滝谷新田75-2	45-2022
18	入和田集落開発センター	入和田乙-94	48-2091
19	<b>赤田地区集会場 《避難時集合拠点》</b>	<b>赤田町方543-1</b>	<b>28-2222</b>
20	枯木集落ふれあいセンター	枯木1702	28-2387
21	赤田町方集落開発センター	赤田町方710	28-2833
22	赤田北方集落開発センター	赤田北方498	28-2008
23	<b>油田地区集会場 《避難時集合拠点》</b>	<b>油田1351</b>	<b>(0258)46-2216</b>
24	黒川集落ふれあいセンター	黒川246	(0258)47-0882
25	油田集落開発センター	油田1691-3	(0258)46-7627

**原子力災害  
避難するための  
行動指針と避難計画  
(Ver.1)**

担当課：刈羽村総務課  
〒945-0397 刈羽村大字割町新田 215 番地 1  
電 話 0257-45-3912 (直通)  
E-mail:soumu@vill.kariwa.niigata.jp